

別表

法第68条第2項及び第4項に規定する違反行為に対する標準の事務禁止期間（第2(1)関係）

違反行為の概要		事務禁止期間の日数
1 宅地建物取引業者に対して名義貸しをしたとき	法第68条第1項第1号の規定に違反して、宅地建物取引業者に自己が専任の宅地建物取引士として従事している事務所以外の事務所の専任の宅地建物取引士である旨の表示を許し、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をした場合	90日
2 他人に対して名義貸しをしたとき	法第68条第1項第2号の規定に違反して、他人に自己の名義を使用を許し、当該他人がその名義を使用して宅地建物取引士である旨の表示をした場合	60日
3 宅地建物取引士として行う事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき	法第68条第1項第3号の規定に違反して、不正又は著しく不当な行為をした場合	30日
4 指示に従わない場合	法第68条第1項及び第3項の規定による指示に従わない場合	15日